

特産品の開発を支援します

神川町特産品開発 支援事業補助金

神川町では、町の地域資源等を活用した特産品の開発を支援し、地域経済の活性化及び地域産業の振興を図るため、特産品を新たに開発し販売する事業に補助金を交付します。

特産品▶町内で生産された農林水産物や自然、風土、歴史、文化等の地域の特性を有した地域資源等を活用して製造された商品で、町の魅力発信につながるもの。

補助対象事業

特産品を新たに開発し販売する事業で、次のいずれにも該当するもの

- 将来にわたり、町の特産品として定着が期待されること
- 名称及び意匠が町と関わりがあること

補助対象者（次のすべてに該当する方）

- 町内に住所を有する個人または団体、もしくは町内に事業所を有する法人
- 特産品の開発及び販売を継続して行うことができると認められること
- 暴力団及び暴力団員でないこと
- 町税等を滞納していないこと

補助対象経費

- (1) 特産品の開発に要する経費 (2) 品質検査、栄養成分の分析等に要する経費
(3) 商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費 (4) 商標登録等に要する経費
(5) 販売促進に係る広告宣伝に要する経費

補助金額

補助対象経費の $\frac{1}{2}$ (千円未満切捨て) 上限 **20** 万円

交付申請

【申請受付開始日：令和7年4月1日】

事業の着手前に、補助金交付申請書に必要書類を添えて経済観光課にご提出ください。

(注意) 申請額が予算限度額に達した時点で申請の受付を終了します。

(注意) 補助金の交付は、同一の補助対象者につき年度内1回限りとします。

【お問い合わせ先】

神川町役場 経済観光課 商工観光担当（役場2階）

☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

ホームページ <http://www.town.kamikawa.saitama.jp/soshiki/keizaikan/nourinshokogyou/5305.html>



神川町特産品開発支援事業補助金の申請から交付までの流れ

補助金交付申請

経済観光課へ「補助金交付申請書」等を提出してください。

▼補助金交付申請書類

- ・ 神川町特産品開発支援事業補助金交付申請書【様式第1号】
- ・ 事業計画書及び収支予算書【様式第1号別紙】
- ・ 補助対象経費の算出根拠となる書類 <見積書の写し等>
- ・ その他町長が必要と認めるもの

町

申請内容の審査 補助金交付決定

町で申請内容を審査後、「補助金交付（不交付）決定通知書」等を郵送します。

交付決定を受けてから、事業に着手してください。

※ 交付決定前に、事業着手したものは補助対象外となりますのでご注意ください。

変更等申請

■申請した事業内容を変更・中止・廃止する場合

経済観光課へ「変更等承認申請書」に必要書類を添えて提出してください。

町

変更内容の審査 変更等承認決定

町で申請内容を審査後、「変更等承認（不承認）決定通知書」等を郵送します。

実績報告

経済観光課へ「実績報告書」等を提出してください。

▼実績報告書類

- ・ 神川町特産品開発支援事業補助金実績報告書【様式第5号】
- ・ 事業報告書及び収支決算書【様式第5号別紙】
- ・ 補助対象経費に係る領収書の写し（または支払を証する書類の写し）
- ・ 事業の実施状況が確認できる書類（写真等）
- ・ その他町長が必要と認めるもの

事業が完了し、支払いが済んだら、実績報告を行ってください。

町

報告内容の審査 補助金の確定

町で報告内容を審査後、「補助金確定通知書」等を郵送します。

補助金の請求

経済観光課へ「補助金交付請求書」を提出してください。

町

補助金の交付

「補助金請求書」を受理後、記載の口座に補助金を振込みます。